

第7章 推進体制

(1) 地域住民と多様な主体の連携

本重要文化的景観を未来にわたって継承し発展させていくためには、行政だけではなく、むしろ地域に暮らし、その地で生活、生業を営んでいる住民が主体的に運営にかかわることが大切になってくる。

したがって、本重要文化的景観に関わる多様な主体（豊後大野市、地域住民、景観ガイド、NPO法人等）や先行的な取組をしているおおいた豊後大野ジオパーク推進協議会、ジオガイドの会等が連携し、本重要文化的景観の保存・活用を推進していく。

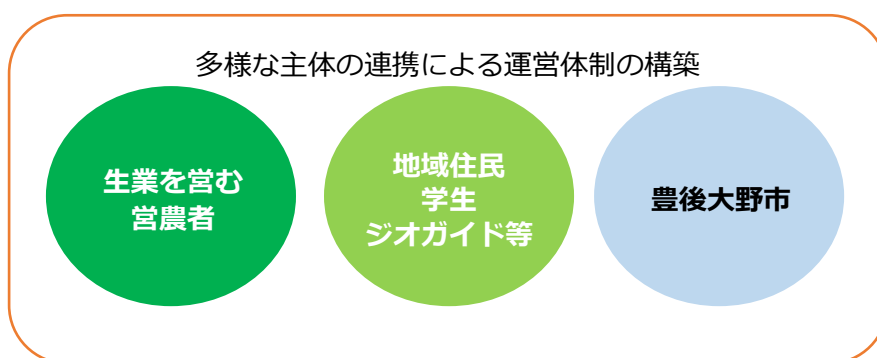


図 7-1 多様な主体の連携による運営体制の構築

(2) 行政内関係各課の連携

本重要文化的景観の活用には、多様な分野の連携が不可欠である。そのため、本市の文化財担当課である社会教育課を中心に、市の景観、農業、観光、地域コミュニティ関係課、大分県の各関係機関が情報共有と連携を図り、一体的な取組ができるよう組織の構築を図る。

表 7-1 関係各課との情報共有及び連携事項

関係各課	情報共有及び連携事項
建設課	・ 景観計画との連携による届出対象行為の指導、補助事業の活用
農業振興課 農林整備課 農業委員会事務局	・ 農地、井路等の取り扱い。補助事業の活用 ・ 改修工事の見通し（計画対象範囲内の井路等） ・ 持続可能な農業経営の推進、助言
商工観光課	・ ジオパークガイドとの連携、観光振興策としての文化的景観の活用 ・ 地域振興（祭り等の行事）と文化的景観の連携
まちづくり推進課	・ 地域のコミュニティ形成、地域おこし協力隊との連携 ・ 地域活性化施策の構築 ・ 関係人口交流拠点施設の活用策
学校教育課	・ 景観教育に係る連携
社会教育課	・ 本重要文化的景観の保存及び活用に関する提案 ・ 文化財関係補助事業の活用

(3) 構成要素の管理者等の理解と協力

本重要文化的景観の価値そのものを将来にわたって継承していくためには、景観全体だけではなく、景観を形づくっている構成要素、特に「重要な構成要素」に位置づける建造物等の所有者及び管理者の理解や協力が不可欠であり、各種法令や計画、基準をふまえながら、適切な保存及び活用がなされるよう手続きの励行等継続した理解促進を働きかける。

(4) 「緒方川と緒方盆地の農村景観」保存活用協議会の設置

地元住民組織（地元営農者、自治会、ガイド団体、NPO 法人、地元まちづくり関係団体）、行政組織（豊後大野市）が連携し、景観の保全を行いながら、本重要文化的景観対象地域の活性化（交流・関係人口の増、観光収入の増、それに伴う農業収入の増）をめざす。

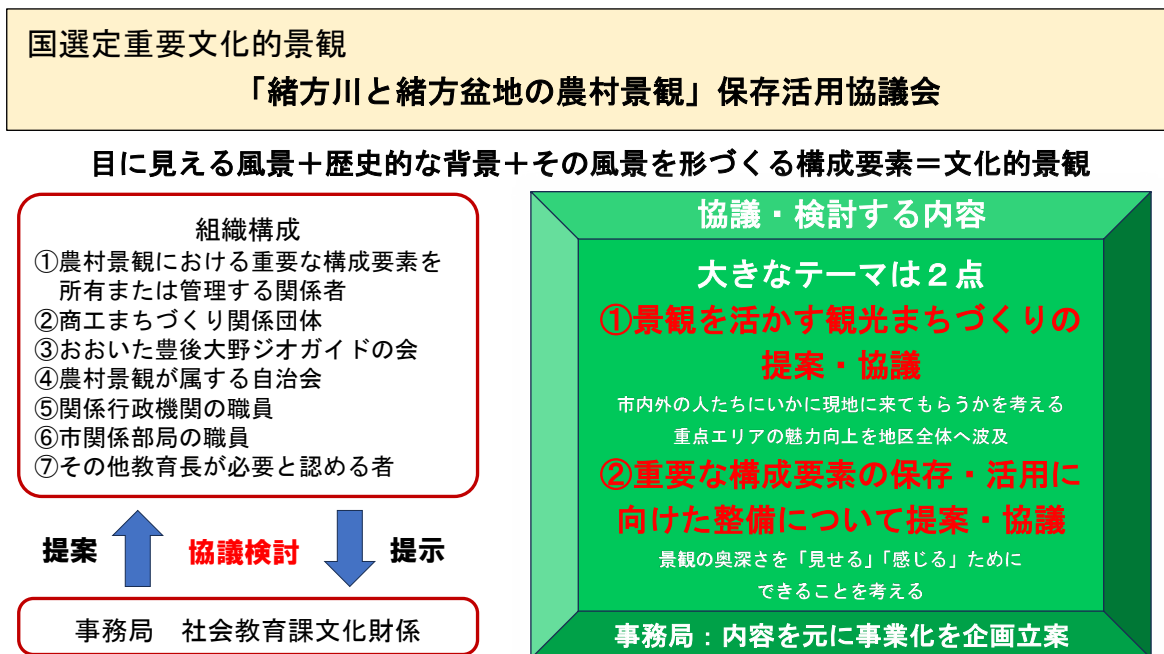


図 7-2 「緒方川と緒方盆地の農村景観」保存活用協議会

(5) 豊後大野市文化的景観保護推進委員会及び豊後大野市文化財保護審議会での審議

本重要文化的景観を保存・活用するにあたり、重要な構成要素の現状変更等重要な事項について調査審議を行う。特に、文化的景観保護推進委員会を本計画の進捗状況を確認する組織として位置づけ、事業推進における指導・助言の場とする。

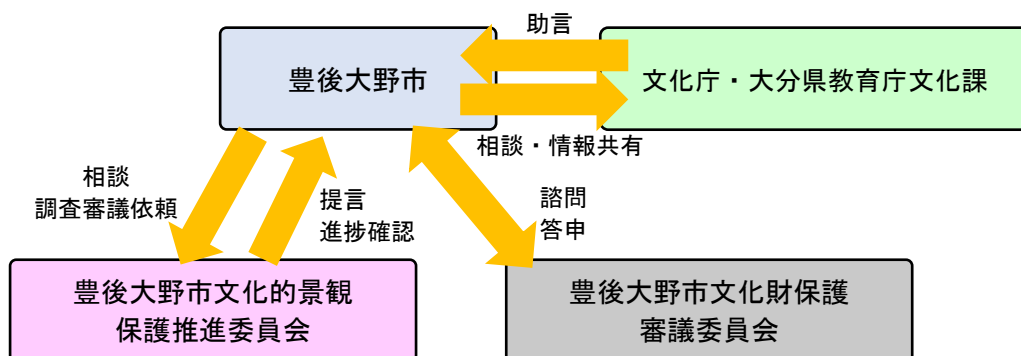


図 7-3 専門的な立場を持つ委員会等との関係イメージ図